

環 評 審 第 8 号
平成14年 1月15日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

中部北環境施設組合ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価書の審査について（答申）

平成13年12月25日付け沖縄県諮問文第16号で諮問のあったみだしの
ことについて、別添のとおり答申します。

(別 添)

中部北環境施設組合ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価書の審査について(答申)

1. 事業の実施に伴う将来の環境状況に応じて、再評価を実施することについての検討結果が、知事意見に対する見解に示されていないことから、再評価の実施について、再度、事業者を検討させること。
2. 植栽(緑化)計画については、工事発注後の実施設計時に決定することとしているが、施設の設計時に実施することとしている景観の詳細な予測及び評価の結果をも併せて検討させ、適切で詳細な計画を策定させること。
3. ダイオキシン類の測定は、環境大臣が法令等に定める方法により、年1回以上、十分に高い精度で測定することを具体的に明記させること。また、燃焼温度等ダイオキシン類の発生に係わる要素の管理、保守、点検法等を具体的に明記させること。さらに、努力目標として、測定方法の改良などにより、技術的、経済的に可能になれば、測定回数及び測定地点数の増加を検討させること。
4. 赤土等の濁水の流出による影響について、その予測の内容が不十分であり、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、赤土等の流出についての事後調査はより重点化し、濁水の放流地点だけでなく、放流先の公共用水域も調査地点として追加させること。
また、監視基準についても、予測における環境保全目標と同様に、浮遊物質(以下「SS濃度」という。)
「150mg/ℓ以下」とさせること。
5. 悪臭の事後調査は、季節によって変動する風向・風速等を考慮して、測定方法、測定時期、測定地点及び測定回数を再検討させること。
6. 事業の実施に伴う植物、動物への影響について
 - (1) 赤土等の濁水による植物、動物への影響について、濁水のSS濃度の付着藻類の生育及び水生生物の成育への影響の程度が明らかでないとしており、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、工事中の事後調査の項目に付着藻類及び水生生物を追加させること。
 - (2) 工事中の動物への影響について、一部の種を除き生息に不適な環境となると予測しており、それに対する十分な環境保全措置を検討していないに

も係わらず、環境保全目標は達成されるとの評価は不適切であることから、環境保全対策を再検討させるとともに評価をやり直させること。

また、環境影響評価を行う項目の選定において、供用後の動物への影響を選定しているにもかかわらず、実施されていないことから、これを追加させること。

(3) 隣接する具志川レクリエーションセンターにおいては、希少種であるイボイモリが生息しているとの報告があり、本種の生態を考慮すると、当該事業予定地においてもその生息の可能性があることから、工事中において本種が確認された場合の対策について検討させること。

(4) クロイワトカゲモドキ等の貴重種が数多く確認されているが、これらの貴重種に対する影響の予測及び評価がなされていない種もあることから、それぞれの貴重種について、十分に予測及び評価を行わせるとともに、具体的な保全対策についても検討させること。

(5) 評価書における動物に関する予測及び評価について、全面的に見直しをさせること。

例えば、リュウキュウハグロトンボのように希少種に指定されている種について、「個体数が多い」との記述は不適切である。同種は、沖縄島内においては、当該地域が分布域の南限とも考えられるが、予測及び評価において、こうしたことが認識されていない。

(6) 植生調査結果については、分類した各群落の組成表を添付させること。

7. 事業の実施に伴う生態系への影響について

(1) 生態系の予測・評価は、当該事業実施区域及びその周辺地域の環境そのものについても評価させた上で、再度、十分に検討させること。

また、生態系に関する予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、事後調査項目に生態系の項目を追加させること。

(2) 環境影響評価を行う項目の選定において、供用後の生態系への影響を選定しているにもかかわらず、実施されていないことから、これを追加させること。

(3) 赤土等の濁水による生態系への影響について、SS濃度の水生生物への影響の程度は明らかではないとしながら、「特殊性」として選定したサカモトサワガニへの影響に関し、SS濃度150mg/ℓの状況であれば特に生息環境の変化はほとんどないとする予測は不適切である。したがって、予測及び評価をやり直させるとともに、工事中の事後調査を実施させること。

(4) 計画地周辺生息動物の食物連鎖状況図について、ヒメハブは食虫動物ではないにも係わらず食虫動物としていること、及び肉食動物、 の位置付けが不明確である等の問題があることから、これについて再検討させること。

(5) 植物、動物及び生態系に関する環境保全対策が、実質的には法面緑化だけとなっており不十分であることから、生態系等の観点から環境保全対策を見直しさせるとともに、施設計画に反映させること。

8．施設の存在による景観への影響について、現況の自然性の高いものや緑地風景の視認の障害の評価しか行っていないことから、施設の存在そのものによる景観の変化についても評価を追加させること。

また、景観への影響については、実施設計時にあらためて予測・評価を行うこととしているが、その際には、計量心理学的手法等を用いて定量的に予測を行わせるとともに、複数案の比較検討を行わせること。

9．環境影響評価を行う項目の選定において、工事車両の走行による人と自然との触れ合い活動の場への影響を選定しているにも係わらず、工事車両による交通量の増加に伴う施設利用への影響の予測及び評価がなされていないことから、これを追加させること。

10．評価書において、古い地形図を用いている箇所があることから、最新のものを使用させること。